

令和5年度住民税非課税世帯の方へ こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

物価高騰の影響を受けている非課税の子育て世帯の生活を支援するため給付金を支給します

1. 支給対象（基準日：令和5年12月1日）

対象となる世帯

世帯全員の令和5年度住民税（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が均等割非課税で、
基準日の翌日（令和5年12月2日）から令和6年8月31日までの間に出生した児童がいる世帯
※ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は対象外

2. 支給額

児童 1 人 あ た り 5 万 円

3. 給付金の申請手続き

申請書の提出が必要です

ホームページからダウンロードもしくは市役所16番窓口にある「申請書」を提出してください

申請期限：令和6年9月17日 ※郵送の場合は当日消印有効

4. 支給日

受付から3週間程度で支給されます

【ご注意ください】

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要
があります。（1人の児童について二重に受給した場合など）



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、

下記市役所窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



【お問い合わせ】

(受付時間：平日8:30～17:15)

■ 東根市 健康福祉部福祉課 地域福祉係

「住民税非課税世帯物価高騰対応臨時給付金（こども加算）」窓口

0237-42-1111 内線2141～2143

